

受託契約約款

大都魚類株式会社成田支社

(総則)

第1条 成田市公設地方卸売市場水産物部卸売業者である大都魚類株式会社成田支社（以下「会社」という。）が、成田市公設地方卸売市場（以下「市場」という。）において行う卸売のため販売の委託の引受けは、卸売市場法（昭和46年法律第35号）同法施行規則（昭和46農林省令第52号）成田市公設地方卸売市場の設置及び業務に関する条例（平成12年条例第43号）同施行規則（平成13年規則第3号）その他関係諸法令によるほか、委託者との間に特約のない限り、本約款によるものとします。

(会社の義務)

第2条 会社は、委託者のために受託した物品の卸売を誠実にを行います。

2.会社が本約款に違反して委託者に損害を与えたときは、これを賠償する責任を負います。ただし、天災・輸送遅延その他会社の責に帰することができない事由によって生じた損害については、その責任を負いません。

(委託者の義務)

第3条 委託者は、委託する物品について、鮮度・選別・荷造を吟味し、その商標信用を保証する責任を有します。

(委託物品の引渡し場所)

第4条 会社に対する委託物品の引渡しは、すべて会社の当該物品の卸売場渡しとします。

(委託物品の受領)

第5条 会社が委託物品を受領したときは、委託者に対して直ちにその物品の種類・数量・等級品質その他受領のときにおける物品の状態及び受領の日時を通知します。ただし、受領の翌日までに売買仕切書を発送する場合は、売買仕切書の発送をもって受領の通知に替えることができるものとします。

2.前項の場合における受託物品について、種類または、品質の相違、損敗または、数量の不足等異状を認めるときは、受領後遅滞なく開設者の指定する検査員の検査を受け、その結果を物品受領通知書または売買仕切書に添付します。

3.会社は、受託物品の異状について、前項の検査を受け、その証明を得なければ、委託者に対抗することができないものとします。

(衛生上有害物品の委託拒否)

第6条 会社は、衛生上有害な物品の販売の委託は引受けません。

2.会社が前項に掲げる物品について、販売の委託があったとき、または、市長から売買を差止められ、または撤去を命ぜられたときは、市長の指示に従ってこれを処分することがあります。

3.前項の処分によって生じた費用及び損害は、すべて委託者の負担とします。

4.会社が第2項による処分をしたときは、処分に関する市長の証明書を添付し、遅滞なくその旨を委託者に通知します。

(受託物品の保管)

第7条 会社が受領した受託物品は、その物品の販売が終了するまでは、会社が保管する責任を負います。

2.会社の責任に帰すべき事由によって、受託物品の保管中に生じた腐敗・損傷等委託者に与えた損害については、会社が賠償する責任を負います。

3.会社が受託物品の卸売にあたりその一部を見本に供した場合は、その見本に供した物品に通常生ずる品質の損傷または低下並びに減量等について、その責任を負いません。

(受託品の立入検査)

第8条 会社が受託物品の保管中その物品について開設者の検査を受けたときは、すみやかに委託者に通知します。

2.会社が前項の検査を受けたため生じた受託物品の損傷・品質低下並びに減量等委託者に与えた損害について開設者の補償を受けたときは、これをすみやかに委託者支払います。

(受託物品の手入加工等)

第9条 会社は、受託物品の性質に従い、その販売のため通常必要とする手入加工その他の調整をすることができるものとします。

(受信場所)

第10条 委託者の会社に対する諸通信は、市場内における会社の事務所あてに行うものとします。

(送り等の添付と発送通知)

第11条 委託者が委託物品を会社あてに出荷する場合は、その物品の種類・数量・等級・品質その他受領に関し必要な事項を記載した送り状または発送案内等をその物品に添えるものとします。なお、委託者が委託物品の運送を他人に委託する場合も同様とします。

2.委託者が前項の送り状または発送案内等をその物品に添えないときは、品質の相違・数量の不足または、委託先の不明等による受領の遅延について、会社に対抗することはできないものとします。

(委託先の表示)

第12条 委託者が会社に委託物品を出荷する場合は、前条によるほか荷札の添付その他の方法により委託者・運送人及び委託先を明らかにしなければならないものとします。

2.会社は、委託者が前項の措置を怠ったことにより、または委託物品の運送の途中において荷札の亡失、その他の事由によって委託者が不明になったために生じた損害について、これを賠償する責任を負いません。

(受託物品の上場)

第13条 受託物品は、その受領後最初の卸売取引に上場します。

2.受託物品の上場順位は、同種物品の到着順によるものとします。

3.会社が委託物品の上場にあたり、委託者の著しく損害を与えるおそれがあると認めるときは、開設者の承認を受けて受託物品の全部または一部についてその販売順位を変更することができるものとします。

(販売方法)

第14条 受託物品の卸売方法は、せり売または入札の方法によるものとします。ただし、次に掲げる卸売の場合において開設者の承認を得たときは、相対売または定価売の方法によることができるものとします。

1. 開設者が定めた物品を卸売する場合
2. 災害が発生した場合
3. 入荷が遅延した場合
4. 卸売の相手方が少数である場合
5. せり売または入札の方法により生じた残品を卸売する場合
6. 仲卸業者または売買参加者との間にあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品を卸売する場合
7. 緊急に出港する船舶等に物品を供給する必要があるため、その他やむを得ない理由により通常の卸売のための販売開始時刻以前に卸売する場合
8. 入荷量が著しく多いか、品目または品質が特殊であるため残品を生じるおそれがある場合で、市場の仲卸業者及び売買参加者以外に対して卸売する場合
9. 仲卸業者及び売買参加者に対して卸売した後、残品を生じた場合

(販売価格)

第15条 受託物品の卸売価格については、成行き価格によるものとします。ただし、委託者が指値（消費税及び地方消費税は含まないこととします。以下同じ。）その他の条件に付したときは、その条件によるものとします。

2.前条第7号による卸売をしたときの当該物品の卸売価格は、受託した物品と同種物品のせり売または入札の方法により形成された卸売価格を基準とした価格とします。

(指値等販売条件の付記)

第16条 委託者が委託物品の販売について指値その他の条件を付するときは、第11条第1項の通知に付記するか、またはその物品の販売準備着手前までにあらかじめその旨を会社に通知しなければならないものとします。

2.会社は、これらの通知がその物品の販売準備着手前までに到着しない場合、その条件がなかったものとして販売します。

3.委託者が第1項の指値その他の条件を変更しようとする場合は、前項の規定を準用するものとします。

(販売不成立の場合の処理)

第17条 会社が受託物品の販売について指値その他条件がある場合、その条件により受託物品を販売することができないときは、遅滞なく委託者にその旨を通知し、その指図を求めるものとします。

2.会社が委託者の指図を待つために、委託者に対し著しく損害を与えるおそれがあると認められる場合は、開設者の承認を得て、その条件がなかったものとみなして販売することができるものとします。

3.会社が前項により販売したため生じた損害については、これを賠償する責任を負いません。

4.会社は第2項によって販売したときは、開設者の証明書を売買仕切書に添付します。

(販売後の事故処理)

第18条 受託物品を販売し、これを買受人に引渡した後において買受人から、かくれた瑕疵があること、または、数量・品質に著しい差違があること等を発見して、開設者が定める期限内に会社に対して買受金額の減額の申出があったときは、会社は開設者の定めるところに従いその受託物品について開設者の指定する検査員の検査を受け、正当な理由があると認められたときは、それに相当する減額をすることができるものとします。この場合会社は、検査の結果に関する開設者の証明書を添付して委託者にこれを通知するものとします。

(委託の解除等)

第19条 委託者による販売委託の解除または他の仲卸業者の委託替えの申込みは、その委託物品の販売準備着手前にかぎり会社はこれに応ずるものとします。

2.会社は、前項の申込みに応じたために要した費用を収受するものとします。

(再委託)

第20条 会社は、受託物品について委託者の要求、または同意がなければ、他にこれを再委託することはできないものとします。

(委託手数料)

第21条 会社が、委託者から収受する委託手数料は、卸売金額（消費税及び地方消費税を含む金額とします。以下同じ。）から、消費税及び地方消費税を除いた金額に100分の6.5を乗じて算出した金額に、標準税率を乗じて得た消費税及び地方消費税を加えた金額とします。ただし、委託手数料計算により生ずる円未満の端数は、四捨五入とします。

(委託者の費用負担)

第22条 受託物品の卸売にかかわる次の費用（これらに係わる消費税及び地方消費税は

含めることとします。)は、委託者の負担とします。

1. 通信費（電報料・電話料・書留料等の通信料）
 2. 運送料（会社の当該物品の卸売場までの運搬及び積卸しに要する費用）
 3. 荷役料（印分け・配列料・小運搬等荷役に要する費用）
 4. 売買仕切金等の送金料
 5. 保管料（受託物品を冷蔵その他の方法により保管をしたため特に経費を要したときはその費用）
 6. 調整費（増氷・容器・手入加工その他の調整に特に費用を要したときはその費用）
 7. その他会社が立替えた費用
- 2.委託手数料及び前項の費用のうち会社が立替えた金額は、委託物品の卸売金額から控除するものとします。

（売買仕切書の送付）

第23条 売買が成立したときは、会社はその翌日までに所定の様式によってその卸売した物品の品名・等級・数量・単価及び卸売金額（消費税及び地方消費税を含まない価格とします。）、第21条の規定により収受した委託手数料、前条の規定により差引いた費用の費目及びその金額、並びに差引仕切金額を記載した売買仕切書を委託者に送付するものとします。

（売買仕切金の支払）

第24条 売買仕切金の支払場所は、市場内の会社の事務所とします。

2.会社は、売買仕切金の支払は、受託物品の販売をした翌日までにこれを行うものとします。ただし、特約がある場合は、この限りでないこととします。

（売買仕切金の精算）

第25条 受託物品の卸売金額が、第21条及び第22条の規定により控除すべき金額に満たないときは、委託者はその不足金をすみやかに会社に対し精算するものとします。

2.会社は前項の精算について、引続き同一委託者から販売の委託がある場合、次の受託物品の売買仕切書に合算してこれを精算することができるものとします。

（再販売）

第26条 買受人が卸売を受けた物品の引取りを怠ったため会社が受託物品を再販売したときは、その卸売金額によって行うものとします。ただし、再販売によって差損金があったときは、最初に卸売したときの卸売金額によるものとします。

（会社に事故あるときの処置）

第27条 会社が卸売業者の資格を失ったとき、業務を停止されたとき、または売買を差止められたときは、未販売の受託物品、または委託の申込のあった物品は、開

設者の指示に基づいて処置するものとします。

2.会社は、前項による処置のため委託者に損害を与えたときは、これを賠償する責任を負います。(帳簿の閲覧)

第28条 会社は、委託者の請求があったとき、特別の事情がある場合を除いて営業時間中いつでも販売の委託を受けた物品の卸売に関する諸帳簿及び書類の閲覧の求めに応じ、かつ質問に応答します。

(臨時開場等の通知)

第29条 会社は、臨時の開場及び休業その他委託者に重要な関係を有する事項については、すみやかに委託者に通知します。

(管轄裁判所の指定)

第30条 販売の委託に関する一切の事件にかかわる訴訟は、会社の所在地を管轄する裁判所において行うものとします。

(約款の変更)

第31条 会社がこの約款の全部または一部を変更するときは、市長の承認を受けてこれを行うものとします。

附則 この受託契約約款は、令和7年5月1日から施行する。(一部改正)